

言語は、お互いの感情をわかり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものです。「手話」は音声言語ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の中で大切に育まれてきました。

この条例は、「手話」が言語であるとの認識に基づき、手話の使いやすい環境をつくり、聞こえない人の生活・日常・手話言語を深く理解して、地域で支え合いながら、「手話」を使用する人も安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。